

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.809

平成29年
5月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《菖蒲》楠本宗平 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)



平成29年度の 社会保険事務説明会 について

平成29年度の社会保険事務説明会を全国健康保険協会島根支部と合同で社会保険事務説明会を開催します。今年度の説明会では、従来の算定基礎届を中心とした説明に加え、昨年施行された短時間労働者の適用拡大について、本年、追加施行される任意申出による適用拡大の取り扱いの説明を行います。6月に開催する日程などは、日本年金機構からあらためて案内文書が送付されますのでご確認ください。

算定基礎届の提出は7月です。

算定基礎届は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しく届け出すため、提出に向けて早めの準備をお願いします。

- ◎提出時期は7月1日から7月10日(月)までです。
- ◎届出の対象者は7月1日現在のすべての被保険者です。

郵送先

〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18
山陽新聞社新聞製作センタービル5F
日本年金機構 岡山広域事務センター

◎ワンポイントアドバイス

年間平均で標準報酬月額を決定する場合

標準報酬月額は、算定基礎届の「4、5、6月の給与の平均」で決定しますが、その月が繁忙で時間外が集中したため、実態とかけ離れた月額で算定されるケースがありました。そこで、4、5、6月の給与の平均額と前年1年間の給与の平均で算出した月額とで2等級以上の差が生じ、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合は、「事業主の申立書」と「本人の同意」を提出することにより、前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額で決定することができます。

あなたの年金、簡単便利なねんきんネットで!!

24時間いつでもどこでも、
パソコンやスマートフォンで、
最新の年金加入記録を
確認できます!

年金記録照会
で確認できること

■これまでの年金加入履歴

■厚生年金加入記録

- 資格取得・喪失年月日
- お勤め先の名称
- 標準報酬月額・標準賞与額など

■国民年金加入記録

- 各月の納付状況など

将来受け取る年金の見込額を
さまざまな条件に応じて
試算できます!

年金見込額試算
で確認できること

■現在の年金制度で60歳まで年金を
納付した場合の試算ができます。

■今後の職業や収入を質問に答えて
試算できます。

■詳細な条件をご自身で設定して
試算できます。

■年齢ごとの年金の見込額
■年金受給開始の年齢など

年金手帳があれば
ご利用登録はカンタン!

1 日本年金機構HPの「ねんきん
ネット」新規登録画面から必要
事項を入力してください。

- 基礎年金番号
- 氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所

2 日本年金機構においてご本人
様確認を行い、郵送でユーザ
IDをお届けします。
(お届けまで5日程度かかります。)

3 ユーザID・パスワードを使用
して「ねんきんネット」へロ
グインしてください。

ねんきんネットのお問い合わせは

ねんきんネット専用ダイヤル (0570-058-555) へ 詳しい内容は日本年金機構ホームページでもご案内しています。

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

被扶養者資格の 再確認について



協会けんぽでは、高齢者医療制度における支援金・納付金及び保険給付の適正化(※)を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。平成29年度においても、特に届出漏れの多い就職による「二重加入」を重点的に確認いたします。

※平成28年度の実績(削除人数):約7.0万人

平成28年度の削除による効果額(高齢者医療制度への負担軽減額):約22.7億円

●再確認の対象となる方

協会けんぽ管掌健康保険の被扶養者の方

ただし、次に掲げる方は**対象外**です。ア.平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者

イ.平成29年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

ウ.任意継続被保険者の被扶養者

再確認の流れ

1 送付(協会けんぽ)

協会けんぽから事業主様に「説明用リーフレット」とともに、以下の書類を平成29年6月より順次送付します。

※すべての被扶養者の方が再確認の対象ではない場合は、書類をお送りいたしません。

●送付物

- ①被扶養者状況リスト(被扶養者全員のリスト)
- ②被扶養者調書兼異動届
- ③返信用封筒(料金受取人払)

2 再確認(事業主様)

該当被扶養者が、現在も被扶養者の条件を満たしているかをご確認いただき、以下のとおり、同封の返信用封筒に入れて提出してください。

●削除となる被扶養者がいない場合

▶「①被扶養者状況リスト」のみをご提出ください。

●削除となる被扶養者がいる場合

▶「①被扶養者状況リスト」、「②被扶養者調書兼異動届」、「該当者の保険証」をご提出ください。

3 内容確認(協会けんぽ)

協会けんぽにおいて、送付された書類の内容を確認します。内容確認後、削除となる被扶養者の被扶養者調書兼異動届を年金事務所へ回送します。

4 審査・送付(年金事務所)

年金事務所において、協会けんぽより回送された被扶養者調書兼異動届の処理を行い、削除となる被扶養者(異動)届の「控」を事業主様に送りします。

提出期限 平成29年7月31日

※被扶養者調書兼異動届(協会けんぽ被扶養者再確認専用)の控えを事業主様に返送するまでに時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は、通常の異動届を日本年金機構(岡山広域事務センター)へ直接ご提出ください。

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144



ホームページもご覧ください



平成29年度基礎講座のお知らせ

平成29年度の社会保険実務基礎講座は、出雲会場を設置します。(29年度は1カ所) 日程は、8月8日(火)を初日とし、月2回づつ12月19日(火)最終日までの10日間です。会場は出雲市民会館3階学習室です。受講申し込みは、6月1日からホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んで下さい。
会員事業所の皆様の受講申し込みは受講料無料です。(会員外事業所の皆様の場合は、受講料として5,000円(テキスト「平成29年度版 社会保険の事務手続」込み)必要です。)

●期日

平成29年 8月 8日(火)、22日(火)・ 9月 8日(金)、21日(木)・
10月 6日(金)、20日(金)・11月 7日(火)、21日(火)・
12月 6日(水)、19日(火)

●時間 いずれの日も、13時30分～16時30分まで。

●内容 例年と同様に「平成29年度版社会保険の事務手続き」を説明します。

●講師 社会保険労務士他

●定員 24名(定員になり次第申し込みは締め切ります)

浜田地区ソフトボール大会のお知らせ

29年度ソフトボール大会(浜田支部主催:浜田会場、益田会場)は、前号(社会保険しまね3月号)で開催日をお知らせしました。

開催要項、参加申込書はホームページに掲載していますので、ダウンロードの上ご利用ください。(いままでに参加いただきましたチームの皆様には別途お知らせする予定です。)

●申し込み締切日 浜田会場 平成29年 6月2日 金 益田会場 平成29年 7月3日 月

プール・ジム利用助成、並びに夏期助成事業ご案内について

■7月からご利用いただける施設利用割引券を同封いたしました。6月末までは前回お送りしています緑色の券(28年度用)をご利用ください。

■例年、7月後半から実施しています夏期助成事業(海の家・山の家利用助成)のご案内は、7月発行の「社会保険しまね」に同封する予定としています。

● お願い

「平成29年度版 社会保険の事務手続」をお申し込みいただいた皆様へ

「申込みハガキを送ったのに、送ってこない……!!」
こんな時には、電話にて当協会までお申し出下さい。
(事業所名等が無記名のハガキがあり、送ることができませんでした。)

「社会保険の事務手続」2冊目をご希望されました会員事業所の皆様へ

別途、ご案内を差し上げることにしていますが、5月末頃の予定ですので、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻809号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2017.5.17発行 ※次回の発行については平成29年7月を予定しています。